

第32回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月27日(月) 午後2時00分～午後2時28分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員 (19名)
4. 欠席委員 (1名)
5. 議案
議事録署名委員の指名
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員 (3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から10月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が4名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

この秋になってインフルエンザが流行し始めております。皆様注意していただければと思いますが、私も予防のため本日マスクをしておりますので、聞き取りにくいところがあればご了承いただきたく思います。本日で農地調査がほとんどご提出いただいたということで聞いております。皆様には大変ご苦勞をおかけしました。お礼を申し上げます。また、農業委員推進委員の任期が四月末でとなっており新しい方の任期が5月1日から始まるということになります。このメンバーでの活動もあと半年となります。半年間皆さんとともに農業者のための活動を取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第32回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、9件、
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について2件、
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件、
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、
議案第4号 非農地証明について、1件
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の決定について、2件、
案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番 ● 委員、●番 ● 委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は9件でございます。議案書のほうは1ページから15ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。議案第1号1について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の16ページをご覧ください。議案第1号1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 372㎡、畑1筆 394㎡です。

譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、内子町●にお住まいで農業歴8年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、耕うん機など所有しています。その他必要な農機具があれば購入する予定とのことです。また、申請地は自宅から車で3分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間160日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

事務局 以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員 10月21日、農業委員の ●さんと一緒に調査を行いました。申請内容につきましては、申請代理人の 行政書士 ● に電話で話を聞きました。

譲受人の ●さんは、自宅近くにある申請地を以前から借り受けて耕作しておりましたが、譲渡人の ●さんが高齢となったことから、申請地を売買することで話がまとまったそうです。●さんは、果樹や野菜などを栽培し、「からり」などに出荷する計画ですので、特に問題はないと思われれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の16ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 850㎡です。

譲渡人は、内子町●の ●さん、譲受人は、内子町●の ●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

譲受人の ●さんは、内子町●にお住まいで、農業歴25年になります。生産に必要な農機具は、トラクター、コンバインなど所有しております。その他必要な農機具があれば購入する予定とのこと。また、申請地は自宅から車で5分の距離にあり、譲受人は農作業に必要な経験や農機具ともに十分に備えていることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業

事務局

常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

4ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

10月17日、農業委員の ●さんと一緒に調査を行いました。申請内容につきましては、申請代理人の 行政書士 ● に電話で話を聞きました。

譲受人の ●さんは、申請地を借り受けてお米栽培しておりますが、譲渡人の●さんが高齢となり、今後農地として管理することが難しいことから、申請地を贈与することで話がまとまったそうです。

●さんは、今後も農地として、きちんと管理するとのことですので、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。議案第1号2を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の17ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は、18から19ページになります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1, 665㎡です。申請人は、松山市●の ●さんで、転用の目的は植林です。

転用の理由といたしまして、申請地は山間でたびたび獣害にあつてお

事務局

り今後の耕作管理が難しいため、今後はクヌギを植林して、山林として管理するため申請したいとのことです。申請地は、既に植林されており、無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、植林されておりますが、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

10月22日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は、山間で、たびたび獣害にあっており今後の耕作管理が難しく、そのため今後は、クヌギを植林し、山林として管理していきたいとのことです。現地を確認しましたが、周囲に与える影響も少なく、特に問題は無いものと見込まれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第3号1について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号1について説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は21から23ページになります。20ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 101.41㎡です。譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、大洲市●の●さんで、転用の

目的は駐車場の設置です。

転用の理由といたしまして、譲受人は内子町内で宿泊施設を経営するため、申請地を取得し、駐車場として利用したいとのことで本申請にいたしました。申請地は既に駐車場が設置されており、無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内の用地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成につきましても、土留工^{どどめこう}を設けて土砂の流出を防止する計画で、周辺への影響はないと見込まれます。

事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

10月16日、●委員さんと一緒に、申請代理人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、宿泊施設の駐車場とするため、当該農地を使用したいとのことです。

現地を確認しましたが、隣接地に農地はなく周囲への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号2について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号2について説明いたします。議案書の20ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は24から26ページになります。20ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 1, 245㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目

事務局

的は貸残土置場及び貸重機置場です。

転用の理由といたしまして、譲受人が役員を務める●は、内子町内で電気工事業等を行っておりますが、既存事業地が手狭で不便であるため、譲受人が申請地を取得し貸残土置場及び貸重機置場として利用するため、本申請に至りました。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、都市計画法に規定する用途地域内の用地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成につきましては、境界に沿って土留め工を設けて土砂の流出を防止する計画で、周辺への影響はないと見込まれます。事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

10月21日、●委員さんと一緒に、申請代理人である●に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人が役員を務める●は既存事業地では手狭で不便なため、申請地を取得し、貸残土置場及び貸重機置場として当該農地を使用したいとのことです。

現地を確認しましたが、隣接地に農地はなく周囲への影響は少ないものと思われますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は、28から31ページになります。27

ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 1, 548㎡、田2筆1, 281㎡です。申請人は、松山市●の ●さんです。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。現地写真は9ページから11ページになります。8ページにお戻りください。

申請理由として、申請人の父が耕作管理していましたが、鳥獣被害のため農作業が困難となり、30年以上前にヒノキやスギを植林し山林として管理されてきました。申請地は農地への復旧が困難となったため、今回申請に至ったそうです。判断基準である4項目も全て満たしており、始末書も提出されております。事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番

●委員

10月22日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の 行政書士 ● に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、申請地は、申請人の父が耕作しておりましたが、急傾斜のため農作業が困難となり30年ほど前にスギ・ヒノキを植林して山林として利用しておりました。

現地を確認しましたが、周囲の農地への影響は少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われれます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の32ページをご覧ください。内子町長より、令和7年10月

事務局

8日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認を求められています。

集積計画の概要ですが、33ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が3筆 7, 506㎡です。

集積計画の内訳については、34ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田3筆、7, 506㎡です。

貸付人は、内子町●の ●さん、で、借受人は、松山市●の ● です。利用権の種類は、使用貸借権で新規設定になります。

2番 内子町●の農地、田3筆、7, 506㎡です。

貸付人は、●、借受人は、内子町石畳の ●さんで、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込されます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

会長

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。